



プレスリリース

令和 6 年 12 月 6 日
京丹後市

庁舎整備等により不要となるオフィス什器(事務机等)の無償譲渡会の開催

庁舎整備事業の一環として、新たな庁舎環境で使用しない事務机や棚等を、市民や市内の団体、事業所の方々に有効活用していただくため無償でお譲りする譲渡会を開催します。

<庁舎整備での不用品譲渡の趣旨>

- ・可能な限り、既存什器を庁舎内で有効活用をしています。
- ・ただし、限られた面積で本庁機能の集約及び新しい働き方 ABW をするため新規什器を購入します。
- ・やむを得ず、庁舎内で活用できなかった什器を市民等に有効活用をする譲渡会を実施するものです。

<ABW (Activity Based Working)>

その時々業務に最も適した時間と場所を選択して働くワークスタイルのことです。
これまでは働く場所がほぼ自席と会議室に限られた固定的な働き方であったものを、業務内容に応じて様々なスペースの中から最適な場所や席を自律的に選択する働き方に変え、業務の効率化や生産性を高めていくものです。

<概要>

【日時】

令和6年12月14日(土)15日(日) 10:00~16:00(受付開始10:00、最終受付15:00)

※事前の申し込みや見学会は実施しません。当日は受付順となります。

※入場から搬出時間を含め、1時間以内で退場してください。

【会場】

京丹後市役所大宮庁舎 2 階

【譲渡対象の方】

京丹後市民および京丹後市内の団体・事業所

※ご自身で搬出や積み込み作業等を行える方(積み込み補助等はできません。)

【本人確認書類】

市民の方:本人確認書類(運転免許証、保険証等住所が記載されているもの)

市内の団体・事業所:①+② (例)名刺、社員証+HP 写し等

①:団体や事業所の住所が分かるもの

②:団体・事業所と来場者の関係が分かるもの

【譲渡点数】

5点まで(1回の受付あたり)

【留意事項】

譲渡什器の運搬は参加者でしてください。職員により運搬補助は行いません。

【その他(今後の予定)】

今後も同様の譲渡会を計画中ですので、開催が決まりましたらお知らせします。

なお、本件についての詳細につきましては、以下市 HP をご覧ください。

https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/mayoroffice/seisakukikaku/toshitiiki/tyosya/tyousyaseibi_oshirase/20817.html

本件に関する問い合わせ先

京丹後市 市長公室政策企画課 都市・地域拠点整備推進室 担当:楊川

Tel: 0772-69-0120 / E-mail: kikaku@city.kyotango.lg.jp